

法定相続人に行方不明者がいる場合の相続税の申告と納税について

相続が発生した場合において、その相続人の中で行方不明（音信不通）者がいる場合においても、その者を無視して手続きを進めることはできず、共同相続人のうちの一人でも欠けてしまうと、その分割は無効となります。

今回は、法定相続人のなかに行方不明者がいる場合の相続税の申告と納税の一般的な手続きの進め方について解説いたします。

1. 法定相続人の特定

通常は、司法書士などにより相続人を確定する流れのなかで、被相続人、相続人の戸籍や戸籍の附票、住民票を入手して所在地を特定します。一般的にはこの時点で各相続人と連絡がとれる状況になりますが、もし、住民票の登録先に存在しない（住所にいない）、友人・知人などを頼っても連絡がつかない（居所にいない）など手を尽くしても相続人を探しだすことができない場合（民法上、不在者といえます）には、遺産分割協議を進めることができない状況となります。

2. 失踪宣告 民法30条

原則として、不在者の生死が7年間明らかでないときは、家庭裁判所は、利害関係人の請求により失踪宣告をすることができます。これにより、当該不在者＝相続人が、死亡したものとみなされることにより遺産分割協議ができることとなります。

しかし、この手続きが完了し、遺産分割を行うことができるようになるまでにかなりの期間を要し、不安定な状況が続くだけでなく、当該被相続人の遺産の管理や、相続税の申告、納税などに大きな影響を及ぼすこととなります。

3. 不在者財産管理人 民法25条

上記のような状況を打開するために、共同相続人は利害関係人として、当該不在者に係る不在者財産管理人の選任を家庭裁判所に申し立て、選任された不在者財産管理人が共同相続人間の遺産分割協議に参加して、家庭裁判所の許可をうけたうえで遺産分割協議を行うことができます。通常、不在者財産管理人は財産の管理のみを行うこととなりますが、家庭裁判所に「権限外行為の許可」を申請することにより、遺産分割協議に参加することができます。したがってこの場合には、遺産分割案としては、不在者の法定相続分相当額程度は不在者財産管理人が相続する内容で協議することとなると考えられます。

もし、共同相続人が不在者財産管理人の選任申し立てを行わないような場合には、相続財産は未分割のままとなります。

仮に遺産分割協議が整わず、未分割の状態でも相続税の申告期限が到来した場合には、法定相続人が法定相続分で相続したものととして、相続税の申告と納税手続きを行わなければなりません。

この場合には、相続税法上の特例である、小規模宅地等の特例や、配偶者の税額軽減、相続税の納税猶予など各種適用はないものとして計算することとなります。

一般の方には、申告期限までに分割が整わなければ申告をしなくてもよいと誤解されている方もいらっしゃいます。相続財産が未分割であったとしても申告期限までに申告と納税手続きを行わないと、延滞税や各種特例の適用可否の問題が生じますので注意が必要です。

4. 不在者財産管理人による相続税の申告・納税について

不在者財産管理人の選任により、共同相続人と不在者財産管理人による遺産分割協議が成立すると、相続税の申告と納税が必要となります。ここで問題となるのが、税法上、相続人等の申告・納税義務の承継規定（国税通則法5条）や出国の場合の納税管理人の規定（国税通則法117条）は定められていますが、不在者財産管理人の申告納税義務等及び手続きに係る規定はありません。

しかし、不在者財産管理人は、家庭裁判所に選任されると財産管理に必要な限度で不在者の財産関係についての法律行為を行う機能を有するものとされていますので、法定代理人と解されています。このようなことから、不在者財産管理人が提出した相続税の申告書については、適法な申告書として取り扱って差し支えないものとされているようです。

ところで、共同相続人に不在者がいる場合において、相続税の申告及び納税の期限が延期されるかどうかについては、相続税法においては、特別に定めた規定はないことから延期することはできないものと考えられます。

また、相続税法34条に規定する相続税の連帯納付義務についても、共同相続人の中に不在者がいることを理由として連帯納付義務が免除されるとの規定も定められていないことから、不在者財産管理人との分割協議をすすめるなかで、連帯納付義務が生じないように取り決めをしておくべきことも必要かもしれません。